

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定すること
について

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

開成幼稚園の預かり保育について令和 7 年度試行段階として利用要件撤廃や実施時間等を拡充し実施してきました。令和 8 年度本格実施に伴い、開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

開成町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和44年開成町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育料等の額) 第2条 保育料等の額は、 <u>別表</u> のとおりとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____	(保育料等の額) 第2条 保育料等の額は、 <u>次</u> のとおりとする。 (1) 保育料 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア 月額 5,500円 イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の規定により政令で定める額 (2) 入園料 3,000円 (3) 預かり保育料 日額 500円

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

保育料	0円	
入園料	3,000円	
預かり保育料	(園児1人につき1回あたり)	
	利用時間	利用料金
	3時間以下の利用時間	500円
	3時間を超える利用時間	1,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の開成町立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、この条例の施行

日以後の利用に係る保育料等について適用し、施行日前の利用に係る保育料等については、なお従前の例による。